

ロシアによるウクライナ侵攻への抗議に関する決議

ロシアによるウクライナへの侵攻は、ウクライナの主権と領土への明らかな侵害であり、国連憲章の原則に反するとともに、国際社会の平和と安全を著しく損なう、到底容認することができない暴挙である。

このような力を背景とした、一方的な現状変更への試みは明白な国際法違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすもので断じて看過することはできない。

よって、ここに尼崎市議会は、ロシアに対し、一連のウクライナへの軍事侵攻に対し厳重に抗議し、即時停戦及び撤退を強く求め、日本国政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密かつ迅速に連携しつつ、毅然たる態度でロシアに対して制裁措置を実行し、あらゆる外交資源を駆使して、ウクライナの緊張状態の緩和と速やかな平和の実現に全力を尽くすことを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年3月7日

尼 崎 市 議 会